

佐賀県知事様

(申請者)

住所

氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

## 令和 年度 佐賀県介護員養成研修受講支援補助金交付申請書及び実績報告書

標記補助金の交付を受けたいので、佐賀県補助金等交付規則第3条第1項及び佐賀県介護員養成研修受講支援補助金交付要綱第5条第1項の規定により、補助金の交付を下記のとおり申請するとともに、事業を完了しましたので、佐賀県補助金等交付規則第12条第1項及び佐賀県介護員養成研修受講支援補助金交付要綱第5条第1項の規定により実績を報告します。

## 記

修了した課程（該当するものに○）	介護職員初任者研修 ・ 生活援助従事者研修
区分（該当するものに○）（※1）	受講者支援 ・ 事業者支援
電話番号及びメールアドレス （申請する個人又は事業者のもの）	電話番号： メールアドレス： （固間ご連絡がとりやすい電話番号、メールアドレスを記入）
* 研修実施機関の名称 （介護員養成研修の受講先）	
* 研修の開講日及び修了日（修了証明書の日付）	開講日： 年 月 日 修了日： 年 月 日
* ①研修受講料（必須教材費を含む）（※2）	円
* ②事業者（雇用主）からの支給金（※3）	円
* ③申請者負担額（※4）	円
* ④補助金額（※5）	円

## \*事業者支援の場合

担当部署	責任者
担当者所属	役職・氏名
連絡先（TEL）	

\*：『事業者支援』は受講した従業者ごとの明細を「別表」に記載することとし、「\*」の欄への記載は不要。

『受講者支援』は「別表」の記載は不要であるが、「\*」にも記載する。

（注1）※1～※5については、裏面の「記載上の注意」をよく読んで記入すること。

（注2）必ず、裏面の《添付書類》に記載のア～カの書類を添付して提出すること。

本様式及びその他の提出書類に記載された個人情報、各様式等に記載した目的、佐賀県介護員養成研修受講支援補助金の交付及び検証事務の目的を達成するために使用します。

《添付書類》下記の書類を添付のうえ提出すること。

- (ア) 介護員養成研修を修了した者の本人確認書類（運転免許証等の公的な書類で本人の氏名、住所、生年月日が確認できるもの）の写し
- (イ) 介護職員初任者研修又は生活援助従事者研修修了証明書の写し
- (ウ) 研修実施機関の領収書の原本又は写しで次のことが分かるもの。
  - ・研修実施機関の名称
  - ・金額
  - ・宛名（受講者本人もしくは介護事業者宛てのもの）
  - ・領収日
- (エ) 事業者が従業者に支給金として支払った場合には、支払った対象者、時期、金額等が分かる資料（支給金の支給がない場合は添付不要）
- (オ) 在職証明及び勤務継続の意思等の確認書（別紙①）
- (カ) 誓約書（別紙②）

「記載上の注意」

※1：「区分」について

「受講者支援」とは、個人による補助金申請区分で、佐賀県介護員養成研修受講支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第4条の区分による受講者支援をいう。  
「事業者支援」とは、事業者(雇用主)による補助金申請区分で、要綱第4条の区分による事業者支援をいう。

※2：「①研修受講料（必須教材費を含む）」について

介護職員初任者研修又は生活援助従事者研修の受講料（補講代、振込手数料などは含まない。）

※3：「②事業者(雇用主)からの支給金」について

受講者(従業者)個人が負担する研修受講料について、事業者(雇用主)が、受講者（従業者）に対して支給金（金銭的な支援）を支給した場合に記入する。支給金の支給がない場合には「0」を記入する。

※4：「③申請者負担額」について

「受講者支援」は、②がない場合には「①」の額、②がある場合には「①－②」の額を記載。  
「事業者支援」は、事業者(雇用主)が受講者（従業者）に対して支給した支給金又は事業者(雇用主)が研修実施機関に直接支払った金額（別表に記載）

※5：「④補助金額」について

補助額は、原則として③の2分の1（金50,000円を上限）となる。下記例1、2を参照。

例1：研修受講料12万円の全額を受講者個人又は事業者(雇用主)が研修実施機関に支払った場合

12万円/2=6万円。6万円>5万円のため、この研修に対する補助金額は「50,000円」となる。なお、受講者個人が支払った場合は「受講者支援」での補助、事業者(雇用主)が支払った場合には「事業者支援」での補助となる。

事業者（雇用主）から支給金が支払われた場合には、例2のようになる。

例2：受講者個人が研修実施機関に研修受講料13万円を支払い、事業者（雇用主）が当該受講者個人に対して2万円の支給金を支給した場合

13万円/2=6.5万円。6.5万円>5万円のため、この研修に対する補助金額（補助対象経費）は「5万円」となり、これを個人と事業者(雇用主)の負担割合で按分する。

受講料13万円の負担の内訳：個人負担11万円、事業者(雇用主)負担2万円

・「受講者支援」の交付申請額：5万円×11/13=42,300円（十円未満切り捨て）

・「事業者支援」の交付申請額：5万円×2/13=7,690円（十円未満切り捨て）

「別表」（佐賀県介護員養成研修受講支援補助金実績報告書の別表）・・・「事業者支援」用

NO	従業者（研修修了者）		研修実施機関 の名称 （介護員養成 研修の受講 先）	研修期間		研修受講料（必須教 材費を含む） （※2）	事業者（雇用主）から の支給金 （※3）	申請者負担額 （※4）	補助金額 （事業者分） （※5）
	氏名（ふりがな）	住所		開講日	修了日 （修了証明書の 日付）				
例	佐賀 太郎 （さが たろう）	〒840-8570 佐賀市〇〇-〇-〇	△△△△	H29.4.1	H29.7.30	130,000円	20,000円	20,000円	7,690円
1				R	R	円	円	円	円
2				R	R	円	円	円	円
3				R	R	円	円	円	円
4				R	R	円	円	円	円
5				R	R	円	円	円	円
6				R	R	円	円	円	円
7				R	R	円	円	円	円
8				R	R	円	円	円	円
9				R	R	円	円	円	円
10				R	R	円	円	円	円
計	—								円

（留意事項）申請書兼実績報告書の裏面<添付書類>に記載するア～カの書類を上表に記載した者全員分添付すること。

（注）表中「※2」～「※5」は、申請書兼実績報告書の裏面「記載上の注意」の※2～※5を参照のこと。「※2」は受講者個人が支払った場合も、当該支払額を記載。

- ・事業者が従業者に支給金のみ交付した場合は、※3の額＝※4の額となる。この場合、※1には従業者が研修実施機関に支払った金額が入る。
- ・事業者が研修実施機関に直接受講料を全額支払った場合には、※1の額＝※4の額（支給金は支給していないので※3の額は0円）